

表示・掲示すべき事項一覧

■一般機械

該当事項	表示・掲示内容	表示・掲示場所	関係条文
機械(刃部を除く)のそうじ、給油、検査又は修理の作業を行う場合の運転停止をしたとき	作業に従事する労働者以外の者が運転することを防止するための措置	起動装置に表示板を取り付ける	安衛則107条
刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行う場合の運転停止をしたとき	作業に従事する労働者以外の者が運転することを防止するための措置	起動装置に表示板を取り付ける	安衛則108条

■木工機械

自動送材車式帯のご盤の送材車と歯との間	立入禁止	見やすい箇所	安衛則128条
---------------------	------	--------	---------

■荷役運搬機械

フォークリフト	特定自主検査検査標章	フォークリフトの見やすい箇所	安衛則151条の24
不整地運搬車		不整地運搬車の見やすい箇所	安衛則151条の56

■爆発・火災

ガス溶接等の作業(通風又は換気が不十分な場所)	使用する者の名札(ガス等の供給の誤操作の防止のため)	使用中のガス等のホースのガス等の供給口のバルブ又はコック	安衛則262条	
ガス溶接等の業務に使用するガス等の容器	使用前又は使用中、使用後の区別	当該容器	安衛則263条	
火災又は爆発の危険のある場所	火気の使用禁止及び必要でない者の立入禁止	火災又は爆発の危険のある場所	安衛則288条	
アセチレン溶接装置	発生器の種類、型式、製作所名、毎時平均ガス発生算定量及び1回のカーバイド送給量	発生器室内の見やすい箇所	安衛則312条	
	発生器室内	係員以外の立入禁止		発生器室
	発生器から5メートル以内、又は発生器室から3メートル以内の場所	喫煙、火気の使用又は火花の発するおそれのある行為の禁止		当該場所
ガス集合溶接装置	使用するガスの名称及び最大ガス貯蔵量	ガス装置室の見やすい箇所	安衛則313条	
	ガス装置室	係員以外の立入禁止		見やすい箇所
	ガス集合溶接装置から5メートル以内の場所	喫煙、火気の使用又は火花の発するおそれのある行為		見やすい箇所
	バルブ、コック等	操作要領及び点検要領		ガス装置室の見やすい箇所
腐食性液体を圧送する作業で窒素又は炭酸ガスの圧力を動力として用いる場合(空気以外では窒素又は炭酸ガスしか使用できない。)	窒素又は炭酸ガスが存在すること(労働者が圧送に用いた設備の内部に立ち入ることによる窒息の危険が生ずるおそれのない措置としての周知。ゆえに周知以外の方法をとる場合も可)		安衛則328条	

■通路

作業場に通ずる場所及び作業場内の通路で主要なもの	安全な通路であることを示す表示	当該通路	安衛則540条
常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難	避難用である旨の表示	当該避難用出入口	安衛則549条

■有害な作業環境

強烈な騒音(等価騒音レベルが90デシベル以上)の屋内作業場	強烈な騒音を発する場所であること	床上に白線、黄線等で区画、あるいは屋内作業場の入り口に掲示等、労働者が容易に知ることができるよう表示	安衛則583条の2
強烈な騒音の屋内作業場で耳栓その他の防護具の使用を命じたとき	保護具を使用しなければならない旨	見やすい箇所	安衛則595条
有害な光線又は超音波にさらされる場所	関係者以外の立入禁止	見やすい箇所	安衛則585条
炭酸ガス濃度が1.5パーセントを超える場所、酸ガス、蒸気又は粉じんを発生する有害な場所			
有害物を取り扱う場所			
病原体による汚染のおそれの著しい場所			
有害物若しくは病原体に汚染された物の集積場所	有害物若しくは病原体に汚染された物の集積場所であること	見やすい箇所	安衛則586条

■ボイラー

安全弁その他付属品(圧力計又は水高計の目盛り)	最高使用圧力	最高使用圧力を示す位置	ボイラー則28条
ボイラー室その他のボイラー設置場所	関係者以外の立入禁止	見やすい箇所	ボイラー則29条
ボイラー検査証並びにボイラー取扱作業主任者	ボイラー検査証及びボイラー取扱作業主任者の資格及び氏名	ボイラー室その他のボイラー設置場所の見やすい箇所	

■第1種圧力容器

安全弁その他付属品(圧力計の目盛り)	最高使用圧力	最高使用圧力を示す位置	ボイラー則65条
第1種圧力容器取扱作業主任者	第1種圧力容器取扱作業主任者の氏名	設置場所の見やすい箇所	ボイラー則66条

■第2種圧力容器

圧力計の目盛り	最高使用圧力	最高使用圧力を示す位置	ボイラー則87条
---------	--------	-------------	----------

■クレーン

巻上げ用ワイヤーロープ(巻過防止装置を具備しないクレーン)	巻上げ用ワイヤーロープの巻過ぎを防止するための標識	巻上げ用ワイヤーロープ	クレーン則19条
クレーン作業(クレーン運転者及び玉掛けをする者)	定格荷重	常時知ることができるような場所	クレーン則24条の2
天井クレーン等の点検等の作業	当該天井クレーン等の運転禁止	当該天井クレーン等の操作部分	クレーン則30条の2
組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者の立入禁止	見やすい箇所	クレーン則33条

■移動式クレーン

移動式クレーン作業(クレーン運転者及び玉掛けをする者)	定格荷重	常時知ることができるよう表示	クレーン則70条の2
ジブの組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者の立入禁止	見やすい箇所	クレーン則75条の2

■デリック

巻上げ用ワイヤーロープ(巻過防止装置を具備しないデリック)	巻上げ用ワイヤーロープの巻過ぎを防止するための標識	巻上げ用ワイヤーロープ	クレーン則106条
組立て又は解体の作業を行う区域	関係労働者以外の労働者の立入禁止	見やすい箇所	クレーン則118条

■有機溶剤

屋内作業場等での有機溶剤業務	「有機溶剤等使用の注意事項」 1. 有機溶剤の人体に及ぼす作用 2. 有機溶剤等の取扱い上の注意事項 3. 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置	作業中の労働者が容易に知ることができる見やすい箇所	有機則24条
有機溶剤等の区分	有機溶剤等の区分の表示 第一種有機溶剤等 赤及び色分け以外の方法による表示 第二種有機溶剤 黄及び色分け以外の方法による表示 第九種有機溶剤 青及び色分け以外の方法による表示	見やすい箇所	有機則25条

■鉛

屋内の作業場での鉛業務	喫煙又は飲食の禁止	見やすい箇所	鉛則51条
-------------	-----------	--------	-------

■四アルキル鉛

ドラムかん等の容器	四アルキル鉛用の容器である旨	当該容器	四鉛則2条
作業場所又はタンク、ドラムかん等がある場所	関係労働者以外の労働者の立入禁止	見やすい箇所	四鉛則19条
装置の故障その他労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれがある場合	関係労働者以外の労働者の立入禁止(四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間)	見やすい箇所	四鉛則20条

■特定化学物質

特定化学物質等を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質等が発生させる物を入れたタンク等	作業を行う設備から特定化学物質等を確実に排出しかつ当該設備に接続しているすべての配管から作業箇所に特定化学物質が流入しないように閉止したバルブ、コック又は閉止板等を解放してはならない旨の表示	見やすい箇所	特化則22条
第三類物質等が漏洩し、労働者が健康障害を受けるおそれのある場合	関係以外の者の立入禁止(労働者が第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間)	見やすい箇所	特化則23条
第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場(臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く)	1. 関係以外の者の立入禁止 2. 作業場での喫煙又は飲食の禁止(臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場も含む)	見やすい箇所	特化則24条 特化則38条の2
特定化学物質等を運搬し、又は貯蔵する容器	1. 特定化学物質の名称 2. 特定化学物質の取り扱い上の注意事項	容器又は包装の見やすい箇所	特化則25条
特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場にあつてはクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る)	1. 特別管理物質の名称 2. 特別管理物質の人体に及ぼす作用 3. 特別管理物質の取り扱い上の注意事項 4. 使用すべき保護具	見やすい箇所	特化則38条の3
塩化ビフェニル等を運搬、又は貯蔵するために使用した容器で塩化ビフェニル等が付着している	塩化ビフェニル等が付着している旨	容器の見やすい箇所	特化則38条の6
製造等禁止物質の容器及び保管場所	容器には製造禁止物質の成分を、保管場所にはその旨	それぞれの見やすい箇所	特化則47条

■高気圧作業

潜水業務を行う場合のさがり綱	水深を表示する木札又は布等	「潜水深度」、「潜水時間」の区分に応じた定められた浮上停止距離の位置(水深3mごとに最高水深24mまでを表示)	高圧則33条
再圧室の設置場所及び操作場所	必要のある者以外の立入禁止	見やすい箇所	高圧則43条
再圧室	再圧室内部への危険物その他発火若しくは爆発のおそれのある物又は高温となって点火源となるおそれのある物の持込禁止	再圧室の入口	高圧則46条

■電離放射線

管理区域 下記のいずれかに該当する区域 1. 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が3月間につき 1. 3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域 2. 放射性物質の表面密度が下記に掲げる限度の10分の1を超えるおそれのある区域 アルファ線を放出する放射線同位元素 4Bq/cm <sup>2</sup> アルファ線を放出しない放射線同位元素 40Bq/cm <sup>2</sup>	管理区域であることを標識で明示	標識で明示には、次のような方法がある。 ①区画物に標識を付す ②床上に白線、黄線、黄黒の縞模様等で明確に区画 ③ ①、②の方法によることが困難な場合は、要所要所にスタンド、旗等で区画	電離則3条
	①被ばく線量測定用具の装着に関する注意事項 ②放射性物質の取扱い上の注意事項 ③事故が発生した場合の応急の措置等 ④その他放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項	管理区域内の労働者の見やすい場所	電離則3条
荷電粒子を加速する装置(サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置)	次の事項を明記した標識 ①装置の種類 ②放射線の種類 ③最大エネルギー	装置若しくは機器又はそれらの付近の見やすい箇所	電離則14条
放射性物質を装備している機器	次の事項を明記した標識 ①機器の種類 ②装備している放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクレル) ③当該放射性物質を装備した年月日 ④所有者の氏名又は名称	装置若しくは機器又はそれらの付近の見やすい場所	電離則14条
放射線装置室(放射線装置を設置する専用の室)	放射線装置室であることを明記した標識	放射線装置室の入口	電離則15条
使用が許されている放射線装置の放射線装置室以外の場所(使用が許されている放射線装置は、エックス線装置(医療用のものについては、間接撮影に使用するものに限る)又は放射性物質を装備している機器で、前項の放射線装置室以外の場所とは、エックス線管焦点又は放射線源から5m以内の場所(1cm線量当量率が0.5ミリシーベルト毎時以下の場所を除く)をいう	労働者の立入禁止を明示した標識	立ち入ることを禁止されている場所がわかる位置	電離則18条
放射性物質取扱作業室等(密封されていない放射性物質を取り扱う作業を行うときに必要とされている専用の作業室と当該作業に従事者の者の専用の廊下等)	放射性物質取扱作業室等であることを明記した標識	放射性物質取扱作業室等の入口	電離則22条

放射性物質取扱用具	他の用途に用いないように放射性物質取扱用具である旨(用途を明記しなくても特定のマークでも可)	鉗子、ピンセット等の放射性物質取扱用具	電離則27条
放射性物質がこぼれる等により汚染が生じたときの汚染のおそれがある区域	汚染のおそれがある区域を明示した標識	汚染のおそれがある区域を標識で明示	電離則28条
汚染除去用具	汚染除去又は清掃を行ったときは、その都度、汚染度を検査し、その用具が許されている限度を超えて汚染されている場合は、限度以下になるまで、使用禁止であること	汚染除去用具を保管する場所	電離則30条
放射性物質又は汚染物の貯蔵施設	放射性物質又は汚染物の貯蔵施設である旨を明記した標識	貯蔵施設の外側の見やすい場所	電離則33条
放射性物質取扱作業室からの排気又は排液の浄化施設(ただし放射性物質により汚染されていない場合は除く)	放射性物質取扱作業室からの排気又は排液の浄化施設である旨を明記した標識	浄化施設の外側の見やすい場所	電離則34条
放射性物質又は汚染物の焼却炉	放射性物質又は汚染物の焼却炉である旨を明記した標識	焼却炉の外側の見やすい場所	電離則35条
放射性物質又は汚染物の保管廃棄施設	放射性物質又は汚染物の保管廃棄施設である旨を明記した標識	保管廃棄施設の外側の見やすい場所	電離則36条
放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、廃棄のために一時ためておくときの容器	放射性物質又は汚染物を入れるものである旨 1. 放射性物質の種類及び気体、液体、固体の区別 2. 放射性物質に含まれる放射性同位元素の種類及び数量	容器	電離則37条
放射性物質を吸入摂取、経口摂取するおそれのある作業場(放射性物質取扱作業室、核原料物質の掘採現場、原子炉の定期検査時における放射性物質により汚染されている作業場等)	作業場での喫煙、飲食の禁止	作業場の見やすい箇所	電離則41条の2
事故発生時	事故発生により実効線量当量が15ミリシーベルトを超えるおそれのある区域を明示した標識	事故発生の区域がわかる位置	電離則42条
外部放射線による線量当量率	放射線業務を行う作業場のうち管理区域における外部放射線による線量当量率の測定又は測定を行うことが著しく困難な場合の計算により算出した線量当量率	見やすい箇所	電離則54条

■酸欠等

酸素欠乏危険場所	酸素欠乏危険作業に従事する労働者の酸素欠乏危険場所への立入禁止	見やすい箇所	酸欠則9条
酸素欠乏等のおそれが生じた場所	特に指名した者以外の者の立入禁止	見やすい箇所	酸欠則14条
通風が不十分な場所に備える、炭酸ガスを使用する消化器又は消火設備	消火設備をみだりに作動させることの禁止	見やすい箇所	酸欠則19条
ボイラー、タンク、反応塔、船倉等の内部の不活性気体を送給する配管のバルブ若しくはコック又は閉止板	閉止した配管のバルブ若しくはコック又は施錠した閉止板の開放の禁止	見やすい箇所	酸欠則22条
不活性気体を送給する配管のバルブ若しくはコック又はこれら进行操作するためのスイッチ、押しボタン等	①配管内の不活性気体の名称 ②開閉の方向(矢印、文字等で「開」及び「閉」の方向を表)	配管バルブ若しくはコック又はこれら进行操作するためのスイッチ、押しボタン等	酸欠則22条